

本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和元年12月3日（火） 10：30～11：25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

航空局：航空ネットワーク部 岡野航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 原、大沢

4. 議事概要

○ 航空局から、本邦航空運送事業者18事業者からの混雑空港運航許可申請（混雑空港の内、今回は関西国際空港分と大阪国際空港分）について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

① 大阪国際空港及び関西国際空港の両方とも、今後の新規乗り入れは可能なのか。

② 空港運営会社からみれば、着陸料などの収入面から考えて、より大型の機材を運航する航空会社に発着枠を割り当てたいと思うのが自然であると思われるが、空港運営会社の都合で航空会社への割り当てを変更することはできるのか。

③ 平成30年度の大阪国際空港就航路線全体の座席利用率が約71パーセントとなっており、東京国際空港就航路線と比べると若干低い。将来この座席利用率を上げるために各航空会社への発着枠の配分見直しなどの工夫が必要なのではないか。

等について、意見・質問があった。

これに対し、航空局からは、

① 現在、大阪国際空港の発着枠については、全て使用されている状況だが、関西国際空港の発着枠については、時間帯を選ばなければ、新規乗り入れ

は可能である。

- ② 国内線の発着枠の使用については、タイムスロットは現在就航している航空会社が優先して使用できることとなっており、また、運航便数については、混雑空港の許可にかからしめられているため、空港運営会社の都合で航空会社への割り当てを変更することはできない。
- ③ 大阪国際空港については、過去にも発着枠のあり方について、見直しを行ったことはあるものの、本年5月に関西3空港懇談会で全体的な見直しが行なされたところであるため、今回は配分等の見直しは行わないこととした。等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。